

# 微量PCB

## 変圧器・コンデンサ等の重電機器絶縁油から微量PCB検出！

### (社)日本電機工業会から混入の可能性が否定できないと経済産業省へ調査報告

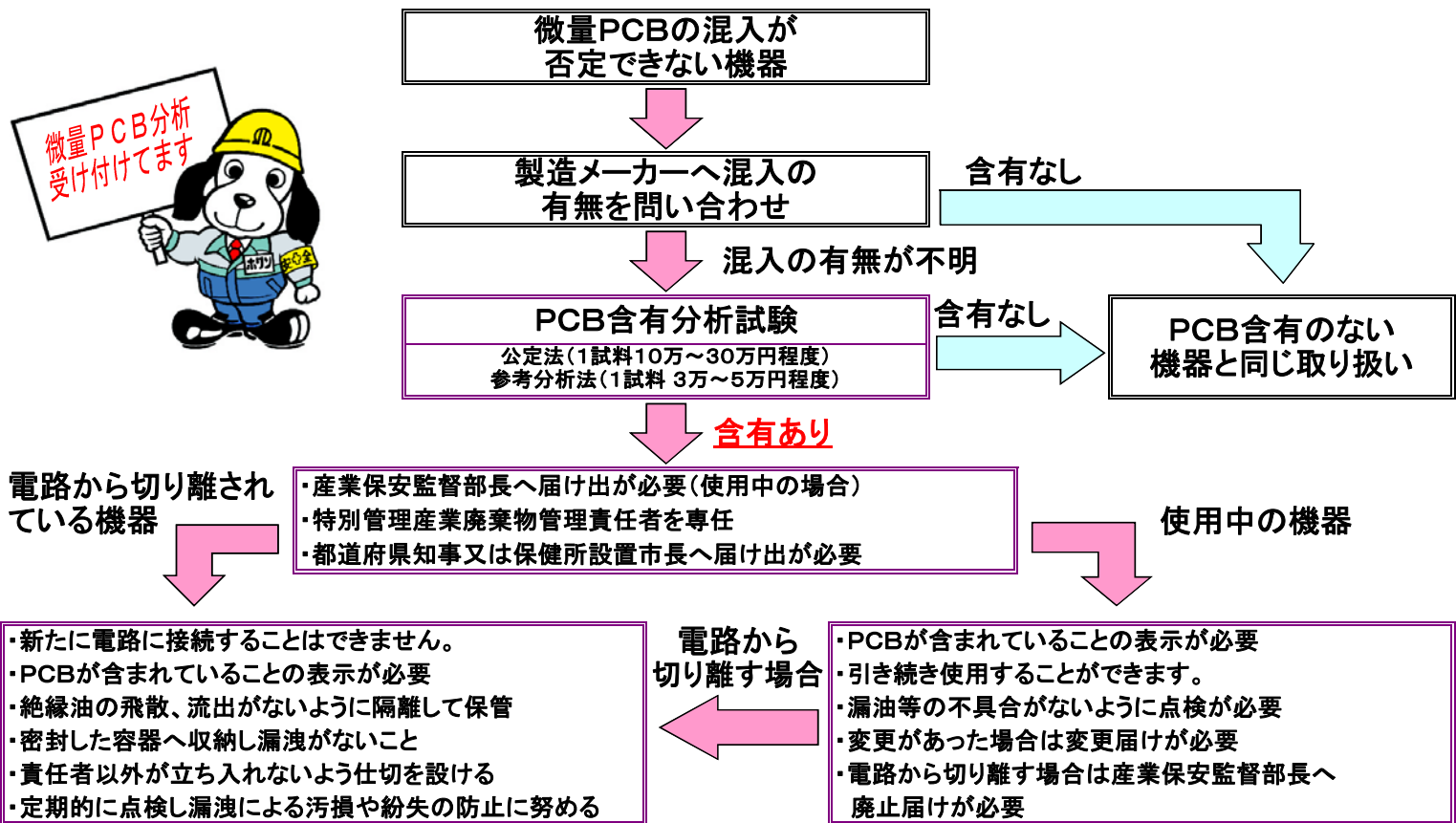
(「変圧器等への微量PCB混入可能性に関する調査結果について[平成15年11月]」より抜粋)

1989年以前に製造された機器については、絶縁油メーカー19社中15社から、および機器メーカー26社中19社から微量PCB検出事例があり、さらに、絶縁油にPCBが混入していたと考えられる事例があることより、絶縁油のライフサイクル(原料調達(再生油に限る)、製造、輸送の行程を含む)上で微量PCB混入の可能性が考えられ、機器メーカー及びユーザーが絶縁油(新油および再生油)を購入した段階で既に絶縁油そのものに微量PCBが混入していた可能性を否定できない。

1990年以降に製造された機器については、再生油の生産は中止され管理を強化されていましたが、微量PCBが検出された事例がありましたので1989年以前の機器と同様な処置が望まれます。

### 微量PCBの混入が確認された場合は届け出、保管が必要

1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
2. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律」
3. 「電気事業法施行規則」
4. 「電気関係報告規則」



### PCB混入を否定できない機器の使用を終えた場合

微量PCBの混入の可能性を否定できない変圧器等の重電機器の使用を終えた場合は、PCBが含有していないことが確認されるまでの間は、PCB廃棄物と同様な管理が必要です。

「PCB含有分析試験」のお問い合わせは、最寄りの事業所までご相談ください。